

悪魔君はちょっと

昔、NHKで「私の秘密」という番組を放送していた。一般視聴者が持ち込んだ個人的な秘密を当時の文化人が回答者になって当てるといったものだった。こう言われて「そうだったね」と答えた人の年齢は言わずもがな。この番組はカラー化する前に終了したと記憶している。

個人的秘密といっても今日テレビのワイドショウで「発覚」などと取り上げられているようなプライバシーに引っかかりそうな話題ではなかったところが奥床しい。

この出題者の中に面白い人たちがいた。男兄弟5人ほどだったが、この方たちの秘密は「みんな同じ姓名」なのである。漢字で書いても声に出して呼んでもおなじ姓名なのである。なぜそうなったかという理由が振るっていた。父親が命名する権利？義務？（そんなのがあるかどうか知らないが）を放棄してしまったのだ。

父親の言うには「自分の浅い考えでつけた名前で子供たちが将来苦労するのじゃ可哀そうだ。いっそ自分たちの気に入った名前を自分で付けければいい。改名するときに『兄弟がみんな同じ名前で不便でしようがない』といやあ家裁だって文句あるまい」。

ある意味では賢明な考えである。

話は飛ぶが、「女みたいな名前を付けやがって、それで俺は苦労したんだ」と50歳過ぎてから父親をあやめた輩がいる。この犯人の名前は『鼎』。すごい名前なのである。足つき肉煮用お鍋、といったら身もふたもないが、王位継承の宝器、王位そのものを意味する言葉。まことに男性的な名前なのだが、つけられた本人と取り巻きが悪かったのだろう。彼の身边に安物でいいから漢和辞典が1冊あって、彼と取り巻き連中が年に1度くらいはページを繰ってみる器量があればこんな悲劇は起きなかったろうに。

話は帰って、で同一姓名息子達の父親がもくろんだ通り子供たちは改名したかというところ、さにあらず。父親の思いをくんで長男は50歳を超えており、末子は30代と記憶しているが、そのくらい結構お歳の5人とも改名せずじまい。回答者「郵便の誤配など問題ありませんか」の質問に、「送り主を見ればだれに来たものか分かるし、間違っただけで兄弟だから別に問題ない」の回答だった。

どなたでもお子さんが生まれれば名前をつけるので苦労するのだ。楽しみでもあるのだが。お産の費用というのは結構馬鹿にならない金額で、健康保険組合からの給付金も当てにせ

にゃならない。この請求書類には生まれた子供の名前を書かなくてはならない。だから私なんぞは早々に金ほしさの余り 1 日（子供聞かされるとまずいのだが実は 1 時間）でさっさと決めてしまったものだ。

子供の名前は一生もの。「悪魔」とつけて申請した勇氣ある方もいらしたが、大方は「佳字」を使って、元気で明るく、平凡で人に迷惑かけることもなく、でも財産に富んで欲しい、などなど子供の生涯の幸福を願うのが普通の親であろう。

余りに立派な名前をつけると神様の目に適^{かな}いあの世に連れて行かれるおそれがある。「犬の糞」とつけておけばそんなものは不用と神さまは気にもかけないから長生きする。これは韓国の思想。次々と世継が亡くなってしまおうので、子供に「お捨て」と名づけた豊臣秀吉。かわいい我が子に否定的な名称をつけなければならないくらい親の心は痛々しい限りなのだ。

日本人には「言^{ことたま}霊信仰」がある。「一度口から発した言葉はそれ自体が意思を持つ」とでも言うのだろうか。普段身近に何か事件があると「あいつがあんなことを言ったからこうなってしまった」とか、他人をそしる時に「死んでしまえ」など言うと「そんなことを言って事実になってもいいのか」なんて思わず考えてしまう、あれである。喧嘩の捨て台詞で「死ね」と言うのは日本人にとっては最悪の言葉であることを理解しなくてはならない。いわれた人は死ななくてはならないからだ。

日本人で初めて言霊にあやつられて命を落とした方は「ヤマトタケルノミコト」だろうか。東国遠征の帰りに都目の伊吹山で出会った白猪が神であったのにもかかわらず、これは神ではなく使いの者だから今対処しなくても後でいいと宣言した。ためにそれが元で命を落としたというなにやら訳もわからず恐ろしい話である。

不合理な考え方は戦後の新生活運動でおおかた排除されてしまったが、「言霊」に関してはその後も注意深く教育されつづけている。よっぽど身体に染み付いているのか、それとも「利益の対立しやすい人間関係の中で余計なことを言うな」という人生訓として皆さんが有効と考えて納得しているのか、それとも好きなのか。親が無意識のうちに子供に教えているというからこわい。だから「信仰」であるのだけれど。

この言霊信仰という基盤を持っているがために親はさらに文字を選ぶのである。

子供の成長にもっとも有効なのは育児の際の親の心がけと思うのだが。

ところで今の日本で人名として使用できる漢字は制限されているのはご存知か。常用漢字 1945 字と人名用漢字 284 字の合計 2229 字の中から選ぶことになっているのだ。ところがどっ

こい、今の世これだけの字数で済んではない。

さて命名の際にどんな漢字を選ぶか。立場はいくつかある。

平凡を狙い、あまり目立つ漢字よりはみんなが使っている漢字を使う。

漢字は仮名代わりで万葉仮名風に用いる。漢字選択が先でその音を含んだ和語を探す方法と、和語・外国語の音が先でそれに音の合った漢字を選択する方法である。

前者は「彩」を使いたくて「彩香・彩優里」とするような場合、後者は「ジョージ」を「譲治」、「トム」を「吐夢」、「ひろし」を「比呂志」と書くような場合である。使う漢字の組合せで独自性を狙う。

使用する漢字は世の中で人名として多く使われていないユニークな漢字を使い、独自性を狙う。

といったところか。

上の3分類の中で はさして問題ない。特に は音をまず意識させる必要があり、だれもが読める文字でないといけないからだ。

問題は である。常用漢字以外を使ってしまう場合と、現存する漢字・国字に飽きたらず漢字を作ってしまう場合がある。

字義は全く「英」なのだが、これに「金偏」「玉偏」「女偏」「人偏」などをつける方法である。金偏は「金に縁がありますように」、「玉偏」は財産に縁がありますように、「女偏」は女に縁がありますようにではなく、女らしくなりますように、「人偏」は人に縁がありますように、なのだろう。ここに挙げた各偏+「英」の字は康熙字典に載せてあるが、常用・人名用漢字には入っていない。

またよくあるものとして、衣偏を示偏にかえてしまう場合がある。「裕」の偏から一画取って示偏にしたり、「衣偏+零」(れんじ窓のれんじだが、人名で「レイ」音で使う)の偏を「示偏」にするなどである。これは名前の総画数を吉にすべく一画減らす意図があるようである。

さてなんで法律上許されていない漢字を使った名前が現在も公然と生まれつづけているのだろうか。

子供が生まれた。さあ役場に出生届を出しに行こう。用紙に名前を書いて出す。すると、おおかたの場合はよく使用される漢字だからであろうがそのまま受け付け完了する。

もし許容外の漢字であったとき不許可があるのだろうか。「悪魔くん」は漢字に問題があっても不許可になったわけではない。言葉のイメージでひっかかった。

私の娘には「美姫子」という名前を付けたのだが、この申請のときは「これは当用漢字に入ってますか」と聞かれた。多分「姫」に馴染みがなかったからであろう。この中の「姫」は JIS-41 区 17 点、ちゃんと常用漢字表にある。れっきとした漢字である。「美姫：ビキ」は「美しい人」という熟語である。だから「はい」と答えた。すると申請は無事完了。

対応したお役人はあまり見た事がない文字だったので、少々疑問を持ったに違いない。しかし、問題はその回答を単に申請者に求めたということにある。

これが原因のすべてとはいえないが、少なくとも常用漢字表(人名用漢字も収録されている。)をみる必要があったのではないだろうか。

でもお役人にとって更にむずかしいことは、お役人と申請者が対面しての申請であることである。申請された名前は常用・人名用外の文字だったとしよう。許容外の漢字を見て担当者が「この字は法律上許されてません」と言ったとしよう。すると申請者は真っ赤になって怒るだろう。なにせ場合によっては何日もかかって字書を開き考えたのだ。親や知り合いが名付け親ならさらに話はややこしくなる。字義、画数、人名としての独自性などなど。それを罰則もない法律に照らしたくらいでおかしいとはなんだと。

そしてきつと言うだろう「貴様、他人事と思ってそういうだろうが、ここで名を変えて、もし子供が将来不幸になったらすべて貴様のせいだ」。担当者は言霊に支配される日本人である。「俺がチャチャ入れてそんなことになったらどうしよう」。

担当者の脳裏にこの一言がかけめぐり、そして担当者の口からは「はい、たしかに受け取りました、ご苦労様です」という言葉が返される。そして役場は何事もなかったかのようにいつもの静けさに戻るのだ。

役場のコンピュータにはない文字がいま 1 字公然と認知された。この 1 字がこの役場の中で書類の中に埋没することはないだろう。この子がいつまでもこの場所にとどまることはない。大きくなって親と離れ新たに世帯を構える。地方に転勤になるかもしれない。その所々でこの 1 字は問題となる。彼の生地でのローカルな環境でコンピュータの外字で処理している間はまだしも、日本全国でデータを共通化するなら JIS コードつけなくてはならなくなる。そして各地のコンピュータにこの 1 文字を追加してやらなくてはならなくなる。この実施のために受益者個人に負担はない。費やされるお金はすべて公的資金でまかなわることになるからだ。

姓名は日本人の誇りと、ある意味では血統を証明するような文化的意義をもつものである。だから単に経済的効率を考慮するあまりそれに使われる漢字を制限するのは愚かしいことかも

しれない。

だったら氏名に規格外の漢字を使う場合、有料にすればいい。出生届を出す際にその後にかかる必要経費を一括納入させるか、税として毎年納めさせるかなど方法はある。

名前で付け方で子供の将来が決められてしまうなんて思想を、私は好きではない。私はそういう意見だから違う考えをする人のために税金を払いたくない。

「有料化絶対反対」との声があがると役所としては躊躇するだろう。大丈夫。子供のために法律違反してまで規格外の漢字を使いたい親が、違反を気にせずよい名前を付けられることになるのだ。少々の出金を厭う^{いと}など考えられるか。

厭うどころか自慢の種。「いい名前でしょう、うちの子の名前は30万するんですの」。

またも金権体質に陥ちたかな、私の話。

この著作権は岡和男に帰属します。
©Kazuo Oka 2000